

情報満載

比布町役場(代表)	85-2111
総務企画課	85-4801
まちづくり推進室	85-4802
税務住民課	85-4803
保健福祉課	85-4804
地域包括支援センター	85-2112
産業振興課	85-4806
建設課	85-4807
議会事務局	85-4808
農業委員会	85-4809
比布町教育委員会	85-2262
図書館	85-3354
体育館・改善センター	85-2513
保健センター	85-2555
びびたく号	85-4800
グリーンパークびっぴ	85-2383
遊湯びっぴ	85-4700

わが家のアイドル



いしやま あきと
石山 暁都くん
琢也さん・加奈さんの長男
(9か月・新町)

人見知りを知らないニコニコマン♪
笑顔を振りまきます！
特技は、ハイスピードずり這いとバイバイです！

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介ください。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしております。宛先は裏表紙をご覧ください。

情報をお寄せください
ボランティア活動を表彰します

町では、多年にわたりボランティア活動などを実践している町民の皆さんを比布町表彰条例に基づき表彰をしています。

皆さんの周りに、次に該当するよう方がいましたら自薦他薦問わず、10月30日(金)までにお知らせください。

なお、表彰には一定の基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼表彰の基準 美化活動やボランティア活動などを20年以上継続して実践している町民。なお、このような活動を

おおむね10年程度実践している町民には、感謝状を授与します。

■お問い合わせ

役場総務企画課庶務係

申し込みのお知らせ

農産加工室11月利用分

11月に改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめて、お申し込みください。

■締め切り 10月12日(月)

■抽選会 10月19日(月) 午前9時30分から、福祉会館

■問い合わせ 役場産業振興課特産振興係

事前の予約が必要です

旭川弁護士会
巡回無料法律相談

日ごろの悩みを弁護士に相談しませんか。もしかしたらあなたの悩みは、法律で解決できるかもしれません。

旭川弁護士会では、弁護士が身近にいない地域の皆さんにも、弁護士に相談できる機会をつくるため「巡回無料法律相談」を実施します。

相談するだけで解決できる悩みもあります。ぜひ、ご相談ください。なお、相談は無料ですが、相談を希望する方は事前にご連絡をお願いします。

■日時 10月23日(金) 午後

1時〜4時

■場所 福祉会館第2研修室
■予約・問い合わせ 役場総務企画課生活安全係

10月19日〜25日は行政相談週間

一日行政相談所を開設します

年金・道路・河川・福祉など役所の仕事や独立行政法人などの仕事について、手続きがわからない、処理が遅いなど、困っていることや希望することはありますか。

総務省の行政相談は、このような国などへの苦情や要望を皆さんからお聞きして、その解決や改善に努めます。

なお、行政相談週間(10月

事前予約制です

巡回相談会を開催します

生活や仕事に関する悩みごと、困りごとについてご相談ください。※要事前予約

■お問い合わせなど
比布担当行政相談委員
岡田功さん(北4線8号)
☎85-2447

戸籍のまど

(9月15日までの届出)

※了承をいただいた方のみ掲載しています。

◆誕生おめでとう◆
(あかちゃん・行政区・保護者)

祝 寿樹くん (新町)

昌寿さん・直美さん

大西 葵ちゃん (緑町)

祐輔さん・裕美子さん

◆お悔やみ申し上げます◆
(氏名・享年・行政区)

徳光 和子さん 88歳 (1区)

森田 光子さん 92歳 (3区)

石垣 恭子さん 82歳 (9区)

穴戸 吉美さん 94歳(蘭留町)

安藤 春重さん 75歳(西町)

坂上 恒一さん 84歳(中町)

まちの人口 (8月末現在)

総数	3,618人	(-2)
男	1,707人	(±0)
女	1,911人	(-2)
世帯数	1,800世帯	(-2)

※住民基本台帳登録数
() は対前月増減数

3つの基礎年金があなたの一生をサポート



老齢基礎年金 … 65歳になったとき

40年間 国民年金保険料を納付 年額 781,700円

20歳から60歳になるまでの40年間(480か月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

障害基礎年金 … 病気やけがで障がいが残ったとき

年額 1級 977,125円
2級 781,700円

国民年金加入中の病気やけがで障害等級表(1級・2級)による障がいの状態にある間は、障害基礎年金が支給されます。

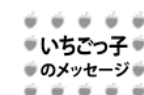
遺族基礎年金 … 国民年金加入中に亡くなったとき

年額 1,006,600円(妻)
基本額(定額): 781,700円+子1人の加算額: 224,900円
(第3子以降: 75,000円)

国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。「子」とは、18歳到達年度の末日まで、または障がいがある場合は、20歳までの子であることが条件となります。

☆☆ くわしくは、下記窓口でご相談ください☆☆

■お問い合わせ ■役場税務住民課戸籍年金係 ■お客様相談室 ☎72-5004 または 72-5005
※自動音声案内



プロ野球選手になりたい。
テーマ「夢-わたしが大人になったとき-」
比布町立中央小学校 6年 名前堀江 隼快